

性能向上計画に係る技術的審査 料金表

1.住宅

(税込み金額、単位：円)

		審査料金
戸建て住宅		42,000
共同住宅	500㎡以下	55,000+4,000×住戸数
	500㎡超1,000㎡以下	77,000+4,000×住戸数
	1,000㎡超	126,000+4,000×住戸数

(1) 当機関に確認申請を行った場合は上記の料金から10%減額し、さらに他の技術的審査等の併願申請がある場合は別途減額します。

2. 非住宅建築物

(税込み金額、単位：円)

建築物の用途	評価対象面積 (㎡)	単独申請		併願申請	
		標準入力法	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法
下記以外の施設	300未満	220,000	93,500	5,000	5,000
	300～ 500未満	220,000	93,500	5,000	5,000
	500～ 1,000未満	275,000	104,500	5,000	5,000
	1,000～ 2,000未満	330,000	129,800	5,000	5,000
	2,000～ 5,000未満	467,500	198,000	5,000	5,000
	5,000～10,000未満	576,400	275,000	5,000	5,000
	10,000～	680,900	330,000	5,000	5,000
工場等	300未満	110,000	34,100	5,000	5,000
	300～ 500未満	110,000	34,100	5,000	5,000
	500～ 1,000未満	110,000	34,100	5,000	5,000
	1,000～ 2,000未満	176,000	71,500	5,000	5,000
	2,000～ 5,000未満	203,500	84,700	5,000	5,000
	5,000～10,000未満	275,000	121,000	5,000	5,000
	10,000～	330,000	146,300	5,000	5,000

(1) 計算対象面積は、算定対象となる開放部分等を含む非住宅部分の床面積とします。また住宅との複合建築物の場合は、住宅の部分を除き、非住宅の部分及び住宅との共用部分（非住宅の部分に該当するもの）の床面積とします。

(2) 住宅との複合建築物において建築物省エネ法第15条第3項に基づく所管行政庁への届出物件に該当する場合、追加手数料として、11,000円を加算します。

(3) 複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるとします。

(4) 建築物の全てが計算対象外の場合、上記料金表によらず33,000円の手数料とします。

(5) 併願申請とは、省エネ適判と併せて申請する場合です。

3. 計画変更判定料金

- (1) 計画変更を行う場合は、当該計画の変更に係る床面積を基準に判定料金を算定します。なお、計算方法が変更（モデル建築法から標準入力法への変更又はその逆）の場合は、新規申請として判定料金を算定します。
- (2) 軽微変更該当証明の交付を必要とする変更（軽微変更ルートC）を行う場合は、変更に係る対象床面積を基準に算出される判定料金の2分の1とします。